

資料 3

精華町版高齢者等ごみ出し支援制度（初案）

精華町版高齢者等ごみ出し支援制度（初案）

ごみ出し困難者への戸別収集制度（案）

事業名	事業
対象要件	<p>町内に居住し、次の①～④のいずれかに該当する者のみで構成される世帯に属する者であって、ホームヘルプサービスを現に利用しており、かつ、ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な者。</p> <p>①要介護認定において要介護 1 以上の認定を受けた者 ②身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が 1 級又は 2 級に該当する者 ③療育手帳の交付を受け、障害の程度が A に該当する者 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が 1 級に該当する者</p>
実施内容	<p>①収集対象 燃やすごみ、燃やさないごみ（カン、びん、ビニール・プラスチック）プラスチック容器包装、ペットボトル、使用済み小型家電等（粗大ごみは対象に含めません）</p> <p>②収集回数 週 1 回（水曜日を想定）</p> <p>③ごみの収集方法</p> <ul style="list-style-type: none">分別したごみを利用者の自宅前（申請後に町職員が現場を確認し、決定します）に出していただき、一括収集します。基本的に、敷地内に入っての収集は行いません。ごみの分別は通常の場合と同じです。分別が不十分な場合は収集できません。旅行や入院等で収集が不要となる場合は、必ず事前に環境推進課へお知らせください。

精華町版高齢者等ごみ出し支援制度（初案）

ごみ出し困難者への戸別収集制度（案）

安否確認 (希望者のみ)	指定された日にごみが排出されていない場合は、申請時に登録いただいた連絡先（例えば親族等）に電話連絡を行い、必要に応じ、当該連絡先の方から安否確認を行っていただきます。
収集体制	新たな財政負担を避けるため、基本的に町の収集職員により収集を行います。月曜日から金曜日までのうち、通常の収集を行っていない水曜日に本支援制度対象者のごみ収集を行う想定としています。

地域型ごみ出し支援制度について

地域での支援に対する補助	拠点収集の地域で、ごみ出しに支障がある世帯に対し自治会等が助け合ってごみ出しを支援する活動に対する補助制度の検討 [対象とする活動] • 代理でのごみ出し • ごみの分別補助 等
--------------	--

精華町版高齢者等ごみ出し支援制度における支援の考え方

➤ ごみ出し支障者

(前記の対象要件に当てはまらない方)

- ・自治会やごみ出し班内の支援
- ・NPO法人等の支援団体による支援
- ・社会福祉協議会等の支援制度の利用

等

➤ ごみ出し困難者

(前記の対象要件に当てはまる方)

- ・行政による支援（ごみ出し困難者への戸別収集制度による収集）